

調査事項

世帯員に関する 13 項目と世帯に関する 4 項目の 17 項目を調査します。

世帯員に関する事項

- ・氏名
- ・5 年前の居住地
- ・男女の別
- ・仕事の有無
- ・世帯主との続柄
- ・従業地または通学地
- ・出生の年月
- ・勤めか自営か
- ・配偶者の有無
- ・勤め先の名称と事業内容
- ・国籍
- ・本人の仕事の内容
- ・現在の場所に住んでいる期間

世帯に関する事項

- ・世帯の種類
- ・世帯員の数
- ・住居の種類
- ・住宅の建て方



国勢調査の活用事例

国勢調査の結果は国や地方公共団体だけではなく、企業や各種団体、学術・研究機関での活用など、さまざまな分野で幅広く活用されています。

各種法令に基づく利用

- ・衆議院の小選挙区の改定・地方交付税の算定・地方自治法で用いる人口として規定など



行政上の施策への利用

- ・少子高齢社会関連（子育て支援のための施策・高齢者福祉対策）
- ・防災関連（防災計画の策定・被害予測システムの開発）



学術研究・企業等での利用

- ・学術研究（人口学・経済学・社会学）
- ・企業などでの利用（商品開発やサービスの需要予測・電力需要などの各種需要把握）



報告義務

国勢調査は、統計法によって、回答する義務（報告義務）が定められています。



個人情報保護と調査票の管理

調査員など国勢調査に従事する人には、統計法によって、個人情報を保護するための厳格な守秘義務が課せられていて、調査で回答いただいた内容は厳重に守られます。



いざ国勢調査!



5 年に一度、全員参加の統計調査

調査期日

10/1 水

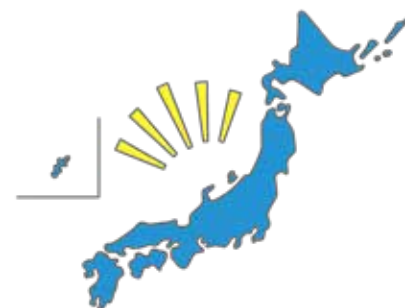
国勢調査 2025

問合せ 市秘書課広報統計係（22-2111 内線3902）

調査の概要

日本に住む全ての人と世帯が対象
5 年に一度の最も重要な統計調査です

生活環境の改善や防災計画の立案など、私たちの生活に欠かせないさまざまな行政施策に役立てられる大切な調査です。



調査の目的

国勢調査は、国内の人と世帯の実態を把握し、各種行政施策やそのほかの基礎資料を得ることを目的としています。

第 1 回調査は 1920（大正 9）年に行われ、今回の調査は 22 回目です。

